

平成18年4月12日

日本銀行

平成18年度の考査の実施方針等について

1. 平成17年度を振り返って

(1) 考査実施状況

平成17年度においては、国内銀行42先、信用金庫73先、外国銀行・証券会社等45先の合計160先に対し、考査を実施した。

考査実施先数の推移

(先)

	15年度	16年度	17年度
国内銀行	50	46	42
信用金庫	69	67	73
外国銀行・証券会社等	21	40	45
合計	140	153	160

(2) 考査・モニタリングを通じて把握された金融システムの状況等

日本銀行は、17年3月に「ペイオフ全面解禁後の金融システム面への対応について」を公表し、金融システム面の対応を、危機管理重視から、金融システムの安定を確保しつつ、公正な競争を通じて金融の高度化を支援していく方向へと切り替えていく方針を明らかにした。その下で、17年度の考査・モニタリングにおいては、最後の貸し手機能の発揮に備えるとともに、金融機関のリスク管理・経営管理の高度化を支援していく方針で臨んだ。考査・モニタリングを通じて得られたわが国金融システムの状況、金融機関経営上の課題は次のとおりである。

(総括)

金融機関の不良債権処理は全体として一段と進展し、不良債権比率は引続き低下した。金融機関の収益は信用コストの減少等から大きく増加し、経営体力も、

積極的な資本調達も加わって、回復している。こうした中で、金融機関は、国内外で与信を拡大しているほか、業態を越えた投資・提携により、新たな金融サービスやビジネスの展開を模索する動きもみせている。この間、リスク管理・経営管理面では、高度化に向けた動きが徐々に進んでいるが、なお課題も多く、コアとなる収益力の向上という面でもさらなる改善余地があると思われる。

主要なリスク・カテゴリー毎に整理すると、以下のとおりである。

(信用リスク)

金融機関の信用リスク管理については、全体としてさらなる改善が続いており、貸出ポートフォリオの健全性は引続き向上している。

自己査定を精度を高め、その結果に基づき引当・償却を行う運用が定着してきているほか、企業再生についても、地域金融機関を含めて取組みがさらに進み、その効果が顕われている。もっとも、金融機関によっては、債務者企業のグループ管理や将来キャッシュフローの見積りが不適切、地価下落の続く地方を中心に、担保不動産の処分可能見込み額が実勢から乖離、債務者企業の経営改善計画の検証や経営指導が不十分、などの問題が引続きみられた。

内部格付制度の整備や、それに基づく信用リスク計量化の動きは着実に広がっている。調査では、内部格付制度が整備されている金融機関を中心にリスク計量を行い、貸出ポートフォリオのリスク特性や先行きの信用コストの評価を巡って議論を行った。この面では、主に地域金融機関において、内部格付制度やリスク計量の精度の面で問題のある事例がみられたほか、統合リスク管理の枠組みの下でのリスク資本の配賦や、信用リスクを考慮した貸出金利の設定など、経営管理面での活用についてはなお課題が多い。

能動的な与信ポートフォリオ管理については、大手銀行など大口不良債権処理に目処をつけた先において、正常債権も含め、与信集中リスク等の管理に向け取組みを始める動きがみられた。

金融機関は、資本制約が緩和する中で、貸出伸長に積極的な姿勢をみせており、貸出金利の低下が続いたほか、住宅ローンや、スコアリング・モデルを活用した

中小企業向け無担保ビジネスローン、シンジケート・ローン、不動産ノンリコース・ローンなど新種の貸出が拡大した。審査において、これら与信のリスク管理を点検したところ、住宅ローン、無担保ビジネスローンといった小口貸出の債権プールについては、顧客属性の変化の把握やスコアリング・モデルの検証が不十分なため、リスク評価が適切でない事例がみられた。また、シンジケート・ローンや不動産ノンリコース・ローンについても、将来キャッシュフローの見積り、担保評価やコベナントの設定について問題のあるケースがみられた。

(市場リスク)

市場リスクに関し、大手銀行では、統合リスク管理の枠組みの下でリスク量をコントロールする手法が定着しており、17年度は、リスク計量手法の精緻化を進めつつ、金利リスクを制御する方向で慎重な運用スタンスを継続した。

これに対し、地域金融機関では、収益面の要請から、総じて有価証券運用を拡大しており、市場リスク管理の重要性が増しているが、リスク量の計測や経営体力に関連付けたリスク限度額の設定等の面で、管理体制の整備が遅れている先が少なからず見受けられた。

大手銀行の株式保有は、全行で中核資本(Tier1)を下回る水準まで減少し、圧縮の動きは概ね一巡となっている。金融機関の保有株式に係るリスク量は、残高下げ止まりとボラティリティの上昇から幾分増加している。

この間、多くの金融機関では、運用利回り確保の観点から、仕組債、不動産ファンド、ヘッジファンド等への投資を積極化している。これらの投資について、評価モデルも一部活用しつつ、リスク管理体制を検証したところ、投資判断基準の策定・検証、リスク認識やリスク量の把握等の面で問題のある事例が少なからずみられた。

(決済・流動性リスク)

年度初のペイオフ全面解禁後も、目立った資金シフトや、流動性管理面での問題は発生しなかった。また、決済面では、証券取引に関連した問題が顕現化した。金融機関の決済業務については大きなトラブルは発生しなかった。もっとも、

考査において管理体制を検証した結果、緩和的な金融環境の下で問題の発生には到っていないものの、資金調達環境のモニタリングやストレス分析、緊急時に備えた対応計画・訓練の充実が必要と思われるケースが引続きみられた。

なお、大手銀行では、収益や経営体力の回復に伴い市場評価が大きく改善したため、円貨の流動性管理のスタンスを通常時の状態に復している。また、外貨の資金繰りも極めて順便であり、運用面では積極的な資産の積上げが目立った。

(業務リスク*)

金融機関等では、事務処理のシステム化や本部集中、外部委託の拡大等により効率化を進める一方で、積極的に新規業務に取り組んでおり、業務リスクの特性は大きく変化しつつある。金融機関における事件・事故は増加傾向にあり、17年度は、多額の着服、情報漏洩等の事件が発覚した。こうした中で、業務リスク管理の重要性は高まっているが、そのためには、規程類の整備、人材育成等による事務検証力の強化、内部監査の実効性向上等、内部統制の強化に向けさらなる努力が必要と思われた。また、偽造キャッシュカード、フィッシング等新種の金融犯罪に関して、17年度は種々の対応が進められたが、具体的な対応が遅れている事例もみられた。

コンピュータ・システムの運行に関しては、17年度も大規模なシステム統合や複数の金融機関によるシステム共同化が進められたが、これらを含め、大規模なシステム障害は減少した。もっとも、地域金融機関やその共同センターにおいて、顧客に影響の及ぶ各種の障害が増加しているほか、証券取引に関連したトラブルが目立った。考査において、システム開発・運用管理について確認したところ、外部委託先管理や情報セキュリティ管理等の面で改善余地のある事例が見受けられた。

業務継続体制については、徐々に整備が進展しているが、バックアップ施設の整備や緊急時を想定した訓練の実施といった面で、課題を残している金融機関等も少なくない。

* 本稿では、事務、コンピュータ・システム、業務継続など業務運営全般に係るリスクを業務リスクと呼称している。

2.平成18年度の考査の実施方針

(1)考査の視点

考査では、引続き金融機関の経営実態の把握に努め、最後の貸し手機能の発揮に備えるとともに、金融機関がリスク管理・経営管理の高度化を進め、顧客ニーズに応じて創造的な業務展開ができるよう支援し、それを通じて金融システム全体としての機能や頑健性の向上に貢献していくことに力点を置く。

また、最近の経済金融情勢の変化を踏まえると、金融機関にとっては、企業業績や市場金利、資産価格等に係る様々な不確実性を念頭に置いて、将来展望を重視したリスク管理・経営管理を実践していくことの重要性が高まっている。考査では、こうした面での各金融機関の経営課題について議論を深め、解決に向けた取組みを支援していく。

18年度においては、こうした方針の下で、以下の5点を基本的視点として考査を実施する。

(保有資産や金融取引全般の経済価値とリスクの把握)

経済がダイナミックに展開する下で、金融機関が適切にリスクをコントロールしていくためには、保有資産や金融取引全般にわたり、経済価値とその変動可能性(リスク)を把握することが基本となる。

まず、貸出については、DCF(Discounted Cash Flow)法の考え方を広く応用し、シンジケート・ローンや不動産ノンリコース・ローン等新種の貸出を含めて、金融機関との間で経済価値やリスクの評価に関する認識の共有を図る。その際、資産価値の劣化が認められる場合には、貸出金利の設定や債務者企業の経営改善について議論する。

また、内部格付制度が整備されている金融機関においては、その精度を検証するとともに、貸出ポートフォリオのEL(期待損失)・UL(非期待損失)の計測、分析を通じて、与信集中リスクや景気循環の影響等を評価し、信用リスクのコントロールや貸出金利の設定について議論を深める。

この間、金融機関が積極的に取組んでいる住宅ローンや中小企業向け無担保ビジネスローン等小口貸出の債権プールについては、顧客属性等のデータ整備、ポートフォリオ・モニタリング、貸出金利等の設定など、集合的管理手法の整備状況を確認する。

貸出以外の保有資産のうち、上場有価証券等市場価格が存在する資産については時価評価（mark-to-market）で経済価値を把握する一方、このところ運用が増加している仕組債、仕組預金・貸出、私募不動産ファンド、ヘッジファンドなど、市場価格が存在しない資産については、評価モデルの活用（mark-to-model）等により経済価値の把握を進めていく。

（統合リスク管理の整備・活用）

金融機関がより合理的・効率的な経営を行うためには、信用リスク、市場リスク、業務リスク等様々なリスクを統合的に管理し、自己資本の十分性の検証や、リスク・リターンの評価と自己資本の効率的な配分など、経営管理に活用していくことが重要である。考査においては、金融機関の経営の実情に応じ、統合リスク管理の枠組みの整備・活用を促していく。

具体的には、大手銀行など既に管理体制の整備が進んでいる金融機関とは、管理手法の一層の高度化、精緻化や、リスク調整後収益指標の経営管理への活用について議論を深めていく。一方、管理体制が未だ整備されていない金融機関においては、新しい自己資本比率規制（バーゼル）への対応という観点も踏まえ、管理の考え方について認識の共有を図るほか、関連データの蓄積、リスク計量等体制整備の動きを支援する。

また、将来の市場金利の変動可能性を念頭におくと、金融機関にとって、統合リスク管理の枠組みの下で、金利リスクを適切にコントロールしていくことの重要性が増している。考査においては、金利リスク管理体制をつぶさに検証するとともに、各保有資産の経済価値、リスク量の変化等を踏まえ、リスク・バッファーとしての資本の配賦・活用が効率的に行われているか、経営体力とのバランスを考慮しつつ、手続きに則り投資戦略に関する経営判断がなされているかを確認する。なお、金利リスクに関連して、預金・貸出等のバンキング勘定の金利リスクに関する認識、金

利変動に伴う資産・負債構造の変化の可能性、その影響と制御のための方策についても議論を深めていく。

このほか、金融機関が、保有資産の経済価値やリスクを適切に把握し、それらに関する情報を開示していけば、預金者や投資家にとって金融機関の経営やリスク・リターンに関する評価が容易になり、金融機関経営に対する市場規律がより効果的に働くことが期待される。こうした観点から、**金融機関のリスク管理状況に関する情報開示の充実を促していく。**

(能動的な与信ポートフォリオ管理)

金融機関が、統合リスク管理の枠組みの下で、与信のリスク・リターンを客観的に評価できるようになれば、貸出資産の能動的な入替え等を通じて、与信集中リスクやリスク・リターンをコントロールし、最適な与信ポートフォリオの形成を行うことが可能になる。こうした取組みは、債権流動化、証券化などクレジット関連市場の拡大を通じて、信用供与チャネルの多様化につながり、金融システム全体としての機能を高めていくものと考えられる。

こうした観点から、**考査においても、金融機関の能動的な与信ポートフォリオ管理に向けた取組みを支援するとともに、制度・慣行の見直しなど必要な環境整備について、金融機関と議論を深める。**

(円滑な決済の確保と業務継続)

量的緩和政策解除後の金融環境の変化を展望すると、金融機関は、適切な流動性管理と円滑な決済関連業務の遂行に従来以上に努めることが求められる。考査においては、**システミック・リスクの顕現化を抑止する観点から、決済システムに内在するリスクの把握に努めるとともに、金融機関の流動性管理について入念に検証する。**

コンピュータ・システムの運行については、システム統合、共同化プロジェクトについて引続き点検を行うほか、金融機関のシステム構造や採用技術の変化に応じ、システムの安定性や情報セキュリティ面の安全性を確認していく。併せて、決済システム全体の安定運行確保という観点から、集中決済機関や、金融機関等が業

務を委託している先についても、必要に応じて調査を行う。

また、金融機関等が通常の業務体制を維持できなくなるような自然災害・テロ等の緊急事態に備え、業務継続体制の一層の整備を進めることが必要である。とくに、市場プレゼンスや決済の集中度が高く、その業務中断が市場に及ぼす影響の大きい金融機関等のほか、集中決済機関との間では、実効ある業務継続体制の整備や日本銀行との連携について、議論を深めていきたい。

(内部統制の確立)

金融機関が高度なリスク管理を行い、効率的な経営を実現していくためには、内部統制の仕組みを確立し、有効に機能させることが重要である。また、適正な業務の遂行や金融犯罪への対応など金融取引の安全確保を図るうえでも、内部統制の有効な機能が欠かせない。

考査においては、リスクの所在を確認したうえで、相互牽制や承認手続等統制活動の機能を検証するとともに、内部監査等の監視活動の有効性についても議論し、金融機関の実情に応じて、内部統制の確立に向けた取組みを支援する。

以上のような基本的視点に則して、18年度考査における重点項目を、リスク・カテゴリー毎に敷衍すると、別表のとおりである。

(2) 考査運営面での対応

日本銀行としては、18年度の考査運営に当り、考査の機会が金融機関のリスク管理・経営管理の高度化を支援するものとなるよう、経営陣と十分に議論を重ね、ともに問題解決の方策を探っていききたいと考えている。その際、オフサイト・モニタリング、金融高度化セミナーの活用についても、さらに工夫していく方針である。また、会計処理のあり方については、今後も必要に応じ監査法人を交えて議論していきたい。

考査の実施に当っては、引続き金融機関の負担軽減に配慮する。とくに、18年度の考査方針を踏まえ、考査の重点を、個別資産の検証からリスク管理体制の点検へ一段と移していくこととし、金融機関のリスク管理の状況に応じて、貸出査定を行う債務者の抽出数をさらに引き下げる。また、立入調査の内容、考査チームの陣

容、考査の期間等についても、金融機関の状況に応じ、弾力的な運用を行っていく。

さらに、考査・モニタリングにおける金融機関との資料授受の効率性・安全性の向上を図るため、日本銀行考査オンライン・システムの一層の活用を進めていく。併せて、17年度に開始したX B R L (eXtensible Business Reporting Language) を活用した資料の授受については、金融機関との財務データの授受を効率化し、金融情報ネットワークの高度化を支援する観点から、その対象拡大に向けて作業を進めていく方針である。

以 上

18年度考査におけるリスク・カテゴリー毎の重点項目

(信用リスク)

- 貸出資産のみならず、保有する資産や金融取引全般にわたり、経済価値とその変動可能性(リスク)を把握したうえで適切なリスク管理が行われているか、それを担保する内部統制の枠組みが確立され有効に機能しているか検証。

貸出資産については、DCF法の考え方を広く応用し、シンジケート・ローンや不動産ノンリコース・ローン等新種の貸出を含め、経済価値等を把握。

また、経済価値ベースで検証し資産価値の劣化が認められる場合には、貸出金利の設定や債務者企業の経営改善について議論。

さらに、住宅ローンや中小企業向け無担保ビジネスローン等小口貸出の債権プールについては、顧客属性等関連データの整備、ポートフォリオ・モニタリング等について検証するほか、貸出金利設定の考え方についても議論。

このほか、流動化された貸出債権については、その経済価値を検証しつつ、債権流動化に係るリスク管理体制の適切性を確認。

- 内部格付制度については、新しい自己資本比率規制(バーゼル)への対応という観点も踏まえ、その基礎となるデータの蓄積や検証体制を確認するとともに、過去のデフォルト実績との乖離状況を踏まえて精度を検証。

内部格付制度が未整備の金融機関については、その実情に応じて、考え方に関する認識の共有を図るほか、データの蓄積等体制整備の動きを支援。

- 内部格付制度が整備されている金融機関においては、貸出ポートフォリオのEL(期待損失)・UL(非期待損失)の計測・分析を通じて、与信集中リスクや景気循環の影響等を評価し、信用リスクのコントロールや貸出金利の設定について議論。

計測の前提となる各種リスク要素について、債務者のデフォルト実績や担保処分実績、債務者のグループ管理の状況等を踏まえ妥当性を検証。

- 金融機関の状況に応じて、能動的な与信ポートフォリオ管理の考え方について認識の共有を図るとともに、そのためのリスク・リターンの客観的な把握や、必要な制度・慣行の見直し、市場整備等の定着に向けて議論。

- 競売や任意売却の実績、担保売却の方針、担保物件の現地での調査結果等を踏まえ、担保の処分可能見込額の適切性を検証。その際、必要に応じて、土壤汚染等についても適切な評価が行われているか確認。

(市場リスク)

- 貸出資産以外の保有資産や金融取引についても、経済価値とその変動可能性（リスク）を把握したうえで適切なリスク管理が行われているか、それを担保する内部統制の枠組みが確立され有効に機能しているか検証。

- 金利リスクの計測・管理の体制を検証。その際、テイクするリスクの大きさとリターンを客観的に評価したうえで、経営体力とのバランスを考慮し、定められた手続きに則り意思決定がなされているか確認。

将来の金利の変動可能性を念頭に置いて、資産・負債構造の変化の可能性も踏まえつつ、ALMの整備・運用がなされているか検証。その際、流動性預金の滞留期間や金利感応度にかかる認識、計測手法等についても議論。

また、住宅ローンについては、そのポートフォリオ特性を把握のうえ、様々な金利シナリオの下での商品間のシフト、期限前償還等の可能性も想定し、金利リスクを検証しているか確認。

- また、仕組債、仕組預金・貸出、私募不動産ファンド、ヘッジファンドなどの資産についても、投資判断基準やその手続、商品毎のリスクの計測・管理の体制を検証。

商品毎のリスクの計測・管理の体制を検証するに当たり、必要に応じて評価モデルの活用により経済価値の把握状況を確認。

- さらに、株式投資については、保有期間や売却までに要する期間等を踏まえ、株価変動リスクの計量・管理が行われているか検証。その際、テイクするリスクの大きさとリターンを客観的に評価したうえで、経営体力とのバランスを考慮し、定められた手続きに則り意思決定がなされているか確認。

(決済・流動性リスク)

- 金融環境の変化を踏まえ、決済や流動性の面のリスク認識を改めて確認するとともに、適切なリスク管理が行われているか、それを担保する内部統制の枠組みが確立され有効に機能しているか検証。

ストレス分析を踏まえ、円貨・外貨両面で決済・流動性管理を検証。また、流動性逼迫時に想定している緊急対応の実効性も確認。

マクロ的にみて資金・証券決済が集中している金融機関や、取引が特定先に集中している金融機関については、万一の場合のシステミックな影響も勘案し、決済・流動性リスクの管理体制を入念に点検。

(業務リスク)

(1) 事務リスク

- 業務運営体制の見直しや新規業務への取組みが進む中で、適切な業務運営やリスク管理が行われているか、それを担保する内部統制の枠組みが確立されそれが有効に機能しているか検証。
- 基幹業務や、システム開発・運用業務、現物等重要物の管理業務等を外部に委託している場合には、必要に応じて外部委託先に対する調査を実施。
- 新しい自己資本比率規制(バーゼル)において先進的計測手法の採用を予定している場合など、リスク計量化に取り組んでいる金融機関については、関連データ整備やリスク計測手法等、リスク管理の高度化に向けた取組みを支援。

(2) コンピュータ・システム

- 決済関連システムの安定的な運行を確保する観点から、適切なシステムの開発・運用やリスク管理が行われているか、それを担保する内部統制の枠組みが確立されそれが有効に機能しているか検証。
- システム統合、複数の金融機関によるシステム共同化等について、システム構築・運行の管理体制、障害発生時の対応等の適切性を検証。
- リスクが集中する可能性のある集中決済機関などについても、決済システム全体の安定運行の確保という観点から、必要に応じてシステム構築・運行の管理体制等を調査。
- オープン系システムの導入やネットワーク化が進展するなかで、外部委託先を含めて、システム構築・運行が適切に行われているか確認。

(3) 業務継続体制

- 金融システム全体として業務継続面の対応力を強化する観点から、金融機関等が、自らの業務中断が金融システムに与える影響も踏まえ、必要な業務継続体制を構築しているか検証。

業務継続計画については、業務中断に繋がり得るリスク要因(自然災害、システム障害、公共インフラ機能不全、テロ、疫病等)の洗い出し、重要業務選定および復旧目標設定、内外関係先との連携体制の整備等について検証。

また、業務継続体制の実効性を確保するための訓練実施や計画見直し等に継続的に取り組んでいるかも確認。

とくに、市場プレゼンスや決済の集中度が高い金融機関等のほか、集中決済機関との間では、実効ある業務継続体制の確立に向け議論を深める。

(4) 金融取引の安全確保

- 適正な業務遂行や金融犯罪への対応等金融取引の安全確保に向けて、法令遵守基準の策定、研修の充実、内部監査の実施等の面で、内部統制の枠組みが確立され有効に機能しているか検証。
- システム面で情報セキュリティ管理が適切に行われているか検証。また、顧客情報管理が法令等に則り適切に行われているか確認。
- 偽造カード、フィッシング、スパイウェア等手口が複雑化する金融犯罪への対応について、最新の情報を収集したうえで経営としての対応方針を固め、適切な対応が講じられているか検証。

(経営体力・統合リスク管理)

- 金融機関の収益・経営体力の見通しについて、先行き想定されるリスクとリターンを適切に織り込んだシミュレーションにより検証。

その際、貸出について信用コスト控除後ベースで収益性を確認するほか、将来の金利変動に伴う収益への影響についても検証。

金融機関自身の将来収益とその変動可能性を踏まえ、繰延税金資産の経済価値の評価と計上のあり方について議論。
- 実効ある統合リスク管理の定着に向けて、金融機関の状況に応じて、リスクの計測手法、計測対象とするリスクの範囲、経営管理上の活用等について議論。

統合リスク管理の枠組みが未整備の金融機関については、新しい自己資本比率規制（バーゼル）への対応という観点も踏まえ、その実情に応じて、管理の考え方について認識の共有を図るほか、データの蓄積、リスク計測手法の確立等体制整備の動きを支援。

必要に応じて、ストレステストの経営管理上の活用についても議論。
- 統合リスク管理の枠組みの下で、各部門に対する資本賦課、収益評価などが適切に行われているか確認。
- 保有資産等の経済価値やリスク量、統合リスク管理の運営等リスク管理に関する情報開示の充実について議論。
- 新しい収益機会の創出や公的資本の返済等に向け、追加的な自己資本が必要となる場合の資本調達の可能性について議論。
- 経営目標を達成していくうえで、内部統制の枠組みが確立され有効に機能しているか検証。

業務内容等の統制環境を踏まえ、リスクの所在を確認するとともに、各リスクに対応した相互牽制や承認手続等の統制活動の機能度を検証。また、自店検査や内部監査等の監視活動が適切に行われているか検証。